山梨県登録調査員制度事務処理要領

（目的）

第１条　この要領は、統計調査課が直接指揮監督する統計調査員の確保及び統計調査課以外の公共機関（県の他課（室）、市町村）（以下、「他の公共機関」という）が必要とする統計調査員の補完を行うため、あらかじめ統計調査員として統計調査に従事することを希望する者の募集、登録に必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第２条　この要領において、統計調査員とは、統計法（平成１９年法律第５３号）第１４条の規定に基づく統計調査員、同第１９条の規定により総務大臣の承認を受けた統計調査の規則、要綱等に基づく統計調査員、山梨県統計調査条例第５条の規定に基づく統計調査員及びその他の統計関係法令に基づく統計調査員をいう。

２　この要領において、登録調査員とは、統計調査員となることを希望する者をあらかじめ候補者として登録した者をいう。

（登録調査員の募集）

第３条　登録調査員は、公募により随時募集するものとする。

２　登録調査員となることを希望する者（以下、「応募者」という）は、「登録調査員登録申請書（第１号様式）」（以下、「登録申請書」という）を提出するものとする。

３　応募者の提出する登録申請書を受理する際には、統計調査課の複数担当の職員により応募者と面接を行うものとする。

　　ただし、一年以内に統計調査課が行う統計調査員として選任する際の面接を受け、統計調査員として選任された者については、面接を省略することができる。

（登録調査員の登録）

第４条　応募者が登録調査員として適格であるか否かを、別表に定める「登録調査員登録・抹消審査基準」（以下、「審査基準」という）に基づき、登録申請書及び面接結果により審査するものとする。

２　審査の結果、適格と認められた応募者を登録調査員として登録するものとする。

３　審査の結果については、「登録調査員の登録審査結果について（第２号様式の１又は第２号様式の２）」により応募者に通知するものとする。

（登録調査員の抹消）

第５条　登録調査員が登録の抹消を申し出た場合は、登録を抹消するものとする。

２　登録調査員のうち、審査基準に基づき登録調査員として適格でないと判断された者については、職権でこれを抹消できるものとする。

３　前項において、本人の死亡及び県外転出を除く職権抹消の場合には、「登録調査員の登録抹消について（第３号様式）」をもって通知するものとする。

（統計調査員の選考）

第６条　県が調査活動を行う統計調査に係る統計調査員については、登録調査員の中から選考するよう努めるものとする。

２　前項の規定にかかわらず、統計調査をより円滑に実施できると判断される場合は、市町村からの推薦などの方法により統計調査員を選考することができる。

（他の公共機関への登録調査員情報の提供）

第７条　他の公共機関から登録調査員情報の提供依頼があった場合は、登録申請書において情報提供に同意した登録調査員の情報を提供することができるものとする。

２　他の公共機関が登録調査員情報の提供を希望する場合は、「登録調査員情報提供依頼書（第４号様式の１）」を提出するものとする。

３　他の公共機関への登録調査員情報の提供は、「登録調査員情報送付書（第４号様式の２）」によるものとする。

４　第１項の規定にかかわらず、市町村に対して情報提供に同意した登録調査員の情報を「登録調査員情報送付書（第４号様式の３）」により、随時提供するものとする。

（登録調査員管理台帳）

第８条　本事務処理に必要となる情報を記録した登録調査員台帳（以下、「台帳」という）を整備するものとする。

２　登録調査員が登録申請書に基づく登録内容の訂正を申し出る場合は、「登録調査員登録内容変更届出書（第５号様式）」を提出するものとする。

（個人情報の保護）

第９条　本事務処理にあたっては、個人情報の保護に十分留意するものとする。

（その他）

第１０条　この要領に定めるもののほか、必要な事項については別に定めるものとする。

（附則）

この要領は、平成１８年４月１日から施行する。

（附則）

この要領は、平成２０年２月１日から施行する。

（附則）

この要領は、平成２１年４月１日から施行する。

（附則）

この要領は、令和３年１月１日から施行する。

（附則）

この要領は、令和４年１月１日から施行する。

別　表

登録調査員登録・抹消審査基準

この基準は、登録調査員の登録及び抹消の審査を適切に行うためのものである。

１　登録審査基準

○　統計調査に従事できる能力と見識を有する者

○　山梨県内に住所を有する者

○　統計調査業務を理解し、責任を持って統計調査事務に携われる者

・　統計調査員の経験がある場合は、やむを得ない場合を除き、支障なくその業務を完了していること

・　統計調査業務への関心があること

○　統計調査員としての仕事の性質上、不適格と思われる職業又は経歴を有していない者

・　警察や税務に関係した仕事に従事していないこと

・　興信所等に勤務していないこと

・　セールス、保険外交などの勧誘の仕事に従事していないこと

・　受信料などの金銭の徴収に携わる仕事に従事していないこと

・　報道機関に従事していないこと

・　選挙活動に関わっていないこと

・　暴力団員その他の反社会的勢力に該当しない者であること

・　禁錮以上の刑に処せられた場合、その執行が継続していないこと

・　懲戒免職の処分を受けた場合、当該処分の日から２年を経過していること

○　統計調査事務に支障がない者

・　心身ともに健全であること

・　年齢が満２０歳以上６５歳以下であること

ただし、統計調査員として、経験年数をおおむね５年以上有する者はこの限りではない

２　抹消審査基準

○　登録の抹消を希望する者

○　本人の死亡

○　県外への転出者

○　調査員としてふさわしくない行為があった者

○　上記１の不適格と思われる職業又は経歴を有することとなった者

○　一定期間、統計調査員として従事しない者

（統計調査員への任命拒否の回数が多い者）

○　統計調査事務に堪えられなくなった者

○　業務を怠っている者

○　適性に欠ける者